

東日本大震災に対応した新たな県融資制度の創設について

「東日本大震災緊急経営支援資金」の創設

東日本大震災の影響を受け、経営に支障をきたしている県内中小企業者の経営の安定を図るため、山形県商工業振興資金の中に「東日本大震災緊急経営支援資金」（震災緊急資金）を創設。

1 貸付対象者（商工業者が対象。農林水産業者は原則対象外です。）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号又は第2号に基づき市町村長の認定を受けたもの

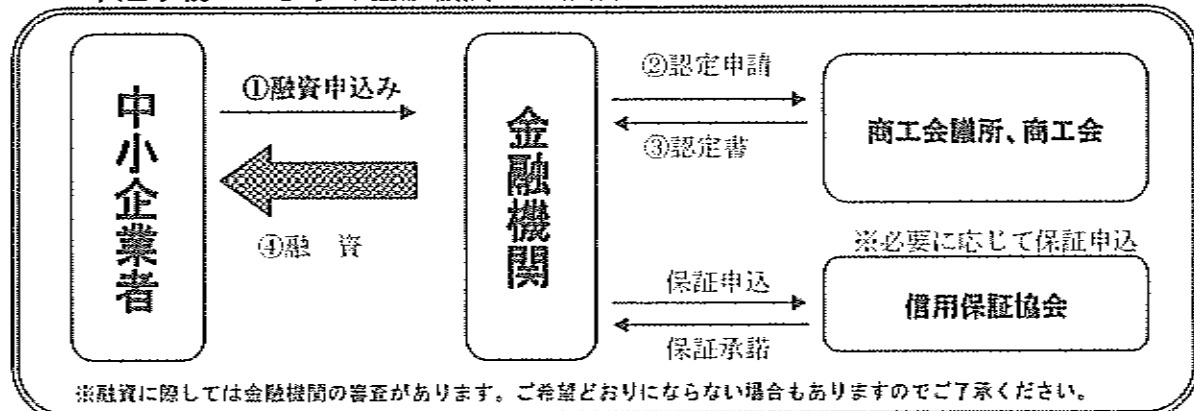
<認定要件> ※詳細については市町村にお問い合わせください

- ・特定被災区域内の事業者との取引関係により、業況が悪化している中小企業者
⇒震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比10%以上減
- ・震災被害により風評被害による契約の解除等の影響で急激に売上が減少している中小企業者
⇒震災後の3ヶ月の売上高等が前年同期比15%以上減

2 貸付条件

- 利率：年1.8%（固定）
- 限度額：5,000万円（運転資金のみ）
- 期間：10年以内（うち据置2年以内）
- 担保・保証人：金融機関の定めるところによる
- 認定機関：商工会議所、商工会
- 取扱期間：平成23年5月30日～平成24年3月31日融資実行分まで

3 申込手続 まずは金融機関にご相談下さい



取扱金融機関 山形銀行、荘内銀行、さらやか銀行
山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫
山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合
商工中金 山形支店・酒田支店

【問い合わせ先】 山形県商工観光部産業政策課 金融担当 TEL：023-630-2135
近くの商工会議所、商工会、信用保証協会、取扱金融機関